

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になります。最近では、加齢性難聴によるコミュニケーションの減少によって、脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、うつや認知症につながるのではないかと考えられています。加えて背後からの車両の接近に気づけなくなるなど、事故や犯罪被害にも遭いやすくなることが懸念されます。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められます。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たり概ね3万円から20万円であり、保険適用ではないため全額自費となっています。身体障害者福祉法第4条に規定される身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中程度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。

欧米では、補聴器に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っています。

補聴器のさらなる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防や交通事故防止、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えます。

よって、国におかれては加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月24日

撰 津 市 議 会